

(2) 後期計画(平成22年度から平成26年度)における 重点的な取組みについて

※ <新規> とあるものは、本計画で新しく重点的な取組みとした施策です。

子どもの権利・子ども参加

1 子どもの権利に関する条例の策定と子どもオンブズパーソンの 具体的検討

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現し、「子どもにやさしいまちづくり」を実現するための計画や施策・事業を推進していく基本理念となる「子どもの権利に関する条例」を市民・子ども参加で策定します。条例策定にあたっては、子どもへの権利侵害について相談を受け、救済や回復につなげる機関として、子どもオンブズパーソン制度の具体的な検討をおこないます。

【施策：1-1-1-1, 1-1-3-1】

2 子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の 充実

児童館などでは子どもの主体的な参加により、行事・事業が実施されていますが、市全体ではまだまだ十分といえません。市が実施する子育て支援事業、子ども支援事業の企画・運営に関する市民参加・子ども参加（子どもの意見を聞き、反映させるしくみ）を充実する取組みを進めます。

- ◇ 子育て支援事業における市民参加・子ども参加型事業展開を進めます。
- ◇ 公園などの遊び場の設置・改善を子どもが中心となって企画などを行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくります。
- ◇ 市民参加・子ども参加を促すファシリテーターを地域で育成し、取り組みを支えます。

【施策：1-2-1-1, 1-2-1-3, 1-2-1-13, 1-2-2-1~4, 1-2-3-1】

3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの 居場所の充実

- ◇ 児童館の再編成、機能充実
児童館を機能別に再編成し、中高生を含む子どもたちの需要に合わせて施設整備を行うとともに、民間活力を導入した事業展開を進めます。
- ◇ 学校施設と地域の人材資源を活用した放課後活動の充実
現行の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館等の事業ごとの連携を図り、地域の青少年育成会、関連団体や地域の市民の参加を得て、小学校施設を活用

した放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」を、国の「放課後子どもプラン^{注1}」を視野に入れながら検討・実施します。

また、同様に中学校を活用した中学生対象の放課後活動の場について検討を進めます。

- ◇ 西東京市の環境のなかでの自然遊び場（プレイパーク）の設置を検討します。
- ◇ 「遊びの学校」やプレイパークにおいて、子どもの遊び・活動を支えるプレイリーダーの育成を進めます。

【施策：1-1-2-1, 1-2-1-2, 1-2-1-6, 1-2-2-5～6, 3-2-2-(1)-1, 3-2-2-(2)-1, 4-1-1-5, 4-4-1～2】

4 子どもと情報に関する取組みの推進 <新規>

子どもを取り巻く情報が氾濫している中、適切な情報を子どもたちが選び取る・子どもたちに届ける／子どもが発信する方策を子どもとともに検討し、整備します。

- ◇ 子どもを有害情報から保護する方策を検討します。
- ◇ 子どもに提供する情報の内容を充実させます。
- ◇ 子どもと青少年が各年齢層に見合った方法で必要な情報に適切にアクセスし、発信できるしくみを、インターネットを活用しながら整備します。
- ◇ 日本語を母語としない子どもや障害のある子どもがアクセスしやすい工夫をします。

【施策：1-2-3-2, 1-2-3-1～6, 4-1-3-3】

5 子どもと子育て家庭支援施策に関する評価推進体制の充実 <新規>

西東京市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業について、計画の理念と照らし合わせて定期的に評価し、質を向上するためのしくみについて、子ども福祉審議会を中心に検討を進めます。

【施策：4-4-16】

おとなになることを支える子育て支援

6 青少年支援の充実

- ◇ 居場所、活動場所の支援
市民活動の場である公共施設の運営にあたっては、青少年の参加を得て利用ルール等の検討をおこない、青少年が利用しやすいしくみを検討し、青少年の居場所・活動場所の充実を図ります。

注1) 放課後子どもプラン：「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）と、「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプラン。

◇ ニート^{注1)}、若年親への支援

青少年が自立したおとなになっていく過程の取り組みとして、就労意識の向上や若年妊娠者・若年親への支援、児童養護施設等退所後の地域支援を充実します。支援対象は、児童福祉法に規定する児童（18歳未満）に限ることなく20歳代前半程度までを対象とし、取り組みを進めます。また、青少年の現状について保護者を対象とした相談や啓発事業を実施します。

【施策：1-1-2-2, 2-1-1, 2-1-4】

7 「青少年が育つまち」の実現 <新規>

青少年をとりまく環境が急激に変化し、青少年の抱える問題がこれまでよりも多面的で複雑化しています。青少年が自ら成長しようとする育つ力の支援や育つ環境の整備をすることなどを通して、地域社会全体で青少年を見守り、支えています。

◇ 青少年の日の設定

市民全体があらためて青少年を意識する日として「青少年の日」を設定します。「青少年の日」には青少年が中心となって企画・運営するイベント等を実施します。

◇ しゃべる場の設定

青少年自身が普段自分の感じていることや考えを表現する場としての「青少年のしゃべる場」を設定します。

◇ 見守り、支援する側の連携の強化

青少年の育ちに最も影響を与えるのは周囲の環境（家庭、学校、地域、行政）です。このことをしっかりと自覚し、街ぐるみで青少年の育ちを見守り、支援していくために、家庭、学校、地域、行政が連携を強めます。

【施策：2-1-5～7】

子育て力向上のための支援

8 子育て力向上のための取り組みの推進

子どもが生まれたからといってそれだけで、親としての力が十分であるわけではありません。一方で、親になったばかりだからといって、何の力もないわけでもありません。親も成長し続ける存在であり、子どもと一緒に暮らすなかで、自分自身をふりかえりながら親としての力をつけていくという視点に立ち、先輩パパ・ママや同年代の親との交流・学びをはじめ、親がもっている力をひきだしていくような子育て力向上支援を、身近な子育て支援機関において積極的に進めます。

【施策：2-3-1, 3-1-1, 3-1-3, 3-2-2-(3)-3, 3-2-2-(4)-4】

注1) ニート：Not in Employment, Education or Training の略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしなことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。

9 子育て情報化の推進・充実

◇ 子育て情報提供の充実

行政や市民団体の各部署に散在するあらゆる子育て支援に関する情報を集約して提供する一元的なしくみを検討し、それぞれの取り組みの連携が促進され、市民に有効に活用される情報提供を進めます。また、インターネットを活用し子育て情報ポータルサイトの設置を検討します。また、エフエム西東京や地域のコミュニティ誌（紙）等の地域のメディアとの協働による情報提供についても検討を進めます。

◇ ITネットワークを活用した子育て市民の相互交流活動の活性化支援

子育てに関する地域の力を育成・活性化するために、仕事に追われて忙しい父親や共働きの親のコミュニケーション手段として、インターネット等を活用した子育て家庭の交流や活動、議論のしくみを構築します。

◇ 日本語を母語としない子ども・保護者の言語と文化を尊重し、NPOや市民の協力を得ながら、アクセスしやすい情報提供につとめます。

【施策：3-2-2-(3)-1, 3-2-2-(4)-1, 4-1-1-6】

10 食育に関する取り組みの推進

◇ 家庭における食育の取組みの推進

教育委員会や学校と連携し、子どもや保護者に対して地場食材を活用した料理講座等さまざまな学習・啓発の機会を設定し、家庭における日常の食生活に食育を取り入れる取組みを進めます。

【施策：3-1-1~2】

市民参加による地域型子ども家庭・子育て・子育て支援

11 「子ども総合支援センター^{注1)}」の充実

子育て・子育て支援の拠点（ハブ的機能）として、要保護及び要支援の児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク^{注2)}を通して、必要な支援の総合的コーディネートを実施します。相談員、支援コーディネーターには、専門スタッフを配置し相談支援の強化を図ります。

「要保護児童対策地域協議会」においては、虐待をはじめ地域の要保護児童等の早期発見や適切な支援・保護を行うために、関係行政機関や地域の医師会、民生委員・児童委員等との情報共有や連携（ネットワーク）を強化・充実するとともに、基幹型保

注1) 子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市の子育て・子育て支援の拠点となる。

注2) ソーシャルワーク：社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。

育園（地域子育て支援センター^{注3)}）を中心とする地域ブロックと協力して虐待防止に関する取り組みを充実します。

【施策：1-1-3-2, 3-2-2-(2)-2, 4-1-1-1, 4-1-2-1】

1.2 基幹型保育園（地域子育て支援センター）を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部（福祉・保健・教育）の調整・連携の強化、地域資源の活用

子どもや子育て家庭の抱える問題に対して予防や問題解決・回復のために、地域の児童福祉施設（保育園、児童館）、学校、幼稚園などの教育機関、その他市民の協力を得て、地域ごとに、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく行うしくみづくりを進めます。特に、子どもに関する行政内部の調整・連携の強化をめざし、各部署の課題を共有し、また、子どもや子育てを支援するスタッフの組織化と力量形成によって質の向上を目指します。

【施策：4-1-1-2～4】

1.3 保育支援の拡充 <新規>

保育園の入園待機児を解消するために、認可保育所に加え、認証保育所等の積極的な拡充を図り、幼稚園の預かり保育の推進等について検討します。また、保育の質の確保に努め、多様な保育ニーズに配慮した総合的保育制度を目指します。在宅児支援としての一時的保育事業の充実を図ります。

子育て不安解消のための支援事業を充実させる中で、市民やNPO組織等の活用も検討します。

【施策：4-1-1-8～11, 4-1-1-17～20】

1.4 障害児に対する乳幼児期からの成長過程に応じた切れ目ないトータル支援体制の構築と制度改善

- ◇ 支援コーディネーター（専門相談員）の設置
子ども総合支援センターにスタッフを配置し、医療、福祉、教育の連携を図ったトータル相談（コーディネート支援）を実施します。
- ◇ 地域で育つことを基本にした取り組み
乳幼児期から学齢期まで、地域の保育園や幼稚園、児童館等において、地域の中で育つしくみを構築します。また、学校との十分な連携による横断的・縦断的な支援を進めます。
- ◇ 制度改善
支援コーディネーター（専門相談員）による相談や地域での取り組みから生じた課題をもとに、制度改善をめざします

【施策：4-1-2-3～14】

注3) 地域子育て支援センター：地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。

15 母子保健と保育、子育て支援の連携強化

妊娠・出産から子育て期まで、若年妊娠、子育て不安、小児疾患、障害、養育力不足、児童虐待などの支援を必要とする児童および家庭に対して早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、母子保健と子ども家庭支援の連携強化を進めます。また、支援を必要とする家庭に対する訪問型支援を進めます。

【施策：3-2-2-(3)-3, 4-1-2-2, 4-2-1-1~6】

16 子どもの防災防犯安全の確保

災害時における子どもと子育て家庭への支援や、安全確保のために小学校区を地域単位とした見守り活動組織化を進め、地域住民と子ども自身による通学路の安全点検や子どもにやさしいまちづくりの検討を進めます。

【施策：1-2-1-4~5, 4-4-4~5】